國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

# 取り組みリポート
# フェロー制度の運用と成果について：
# アンケート調査の結果から



| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-09<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 高橋, 信行<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | https://doi.org/10.57529/00002113 |

取り組みリポート

# フェロー制度の運用と成果について
## ―アンケート調査の結果から―

高橋　信行

【要　旨】

國學院大學法学部では、教育開発推進機構からの予算措置を受けて、専門型ＴＡである「フェロー」を用いた個別学修支援を実施している。このフェロー制度は、教育開発推進機構の学部学修支援事業の一環として予算措置を受けたものであり、今年で都合３年目を迎える。また、来年度（平成29年度）も、引き続きフェロー制度を運用することが予定されている。本稿では、このフェロー制度を学生がどのように利用しているのか、また、実際にどれだけの成果を上げているのか、といった点を、2015年度の利用者アンケート集計結果を基に分析する。

分析結果としては、現実の利用状況を見る限り、学生が自主的にフェローを訪れることはあまり期待できないようである。しかし、授業の課題と絡めて、教員からの強い推奨や指示があると、学生も重い腰を上げてフェロー室を訪ねるようである。

他方で、学生たちも、フェローによる指導の有益性を実感できていないわけではない。実際にフェローに相談した学生の多くが①「大変良い指導であった」を選んでいるように、消極的ながらも一度フェロー室を訪れれば、指導の効果を感じることができているからである。

以上のように、教員による強い奨励がない限りは、フェローによる個別学修支援は低調なものにとどまってしまうことから、今後、フェロー制度を定着させるためには、教員の助力が必要になってくると考えられる。

【キーワード】

フェロー　　アンケート　　法学部　　専門型ＴＡ　　個別学修支援

## １．はじめに

國學院大學法学部では、教育開発推進機構からの予算措置を受けて、専門型ＴＡである「フェロー」を用いた個別学修支援を実施している。このフェロー制度は、教育開発推進機構の学部学修支援事業の一環として予算措置を受けたものであり、今年で都合３年目を迎える。また、来年度（平成29年度）も、引き続きフェロー制度を運用することが予定されている。

本稿では、このフェロー制度を学生がどのように利用しているのか、また、実際にどれだけの成果を上げているのか、といった点を、2015年度の利用者アンケート集計結果を基に分析する。（なお、2016年度の利用者アンケートについては、2017年２月にアンケートが出揃った後に集計と分析を行う予定である）。

予め断っておくと、今回のアンケート集計結果は、レポート添削や小テスト採点等、フェローの多様な業務のうち「学生に対する個別学修支援」という一側面のみを捉えたものである。そのため、フェロー制度全般に対する評価には必ずしも結びつかない。また、2015

年度のアンケートについては、既に簡易な分析を行っており、そこで得られた教訓をもとに2016年度のフェロー制度の運営を一部改善している。

今後は、今回の分析結果と2016年度の利用者アンケートの分析結果を踏まえた上で、2017年度以降のフェロー制度の運営をさらに改善することを計画している。

## ２．フェロー制度の概要

アンケート集計結果の分析に移る前に、まずはフェロー制度の概要について簡単に説明しておこう。

本学の法律専攻においては、他の多くの法学部と同様に、100人以上の学生を対象にした教員の一方向型講義（いわゆる「マスプロ型」）が主流となっているために、その限界が多くの教員によって感じられていた。とりわけ、学生の個々の状況に合わせた丁寧な指導を行うことが現実的に不可能であるなど、教員一人一人の努力だけでは解決できない問題が認識されていたところである。

そこで、一方向型の講義とは別に、専門家教員による少人数指導を併せて提供し、講義と少人数指導が合わさることにより、教育効果を高めることが計画された。本フェロー制度はこのような問題意識から実施されたものである。

具体的には、多様なレベルの学生に対応できる知見を有するドクター又はポスト・ドクターの者をフェローとして採用し、学生が随時専門的な指導を受けることができる体制を整えることとした。また、フェローと教員とが連携して、フェローに課題の添削等を行わせ、その結果を講義にフィードバックできるようにもした。

2015年度・2016年度におけるフェローは５名体制であり、原則として授業期間中と試験期間中の平日（月-金）11時から19時まで、若木タワー５階の0510演習室で業務に従事している（休憩時間の１時間を除く）。0510演習室を「フェロー室」として整備し、パソコンやプリンター、ホワイトボード、教室机、各種参考書・基本書を置いて指導に必要な環境を整えている。

フェローは、それぞれ民法や憲法といった専門分野を担当するが、自らの専門以外の分野についても学生からの相談に対応することが求められている。また、その業務内容は、主として①「学生の質問への対応（個別学修支援）」、②「レポートや課題の指導」、③「講義補助」・「小テストの採点」であり、これまでの傾向では、量的には①が業務の多くを占めている。

①については、学生がフェロー室を訪れ、質問等ができるようにしている。質問内容には特に限定がないため、講義内容に関する質問や期末試験に向けた対策の他、留学や進学（法科大学院進学）に関する相談等も行っている。質問に際しては予約の必要はないが、来談者が多い時には予約制を一部採用している。

個別学修支援を受けた学生には、アンケート（文末に掲載）への回答を求めている。提

出は任意だが、2015年度では、フェロー利用者の延べ人数308名のうち、291枚の提出があり、かなり高い回収率を誇っている。但し、アンケートは無記名式のものであり、同一学生が複数回アンケートを提出している場合もあるために、フェローを利用した学生の実人数は把握できていない。

このアンケートは、フェロー制度の利用状況や利用者の満足度を調べることで今後の改善を図ることを目的としており、フェロー制度のPDCAサイクルを回すためにアンケートが重要な役割を果たしている。

また、アンケートとは別に、指導に際して気づいた点や問題点、改善案をフェローから直接ヒアリングしている。その際に得られたフェローからのコメントも制度の改善のための重要な基礎データとなっている。

次に、②・③については、成績評価はあくまで教員の責任において行うべきという観点から、成績評価に関わるレポートの採点や講義補助は行わないこと、採点者の裁量の入る余地のない機械的・客観的な採点のみを行うこと、といったルールがある。このルールの下でも、教員の指示に即してフェローがレポートを添削した上で、その結果を学生に返却し指導を行うことも、当該レポートの評価を成績に反映させない限りで認めている。

フェローの業務内容は以上のとおりであるが、実際には、予算の不足もあって、現状では2000名を超える法律専攻の全学生に十分な指導を行うだけのマンパワーが得られていない。そこで、制度の立ち上げに当たっては、法律専攻の全体に指導を行き渡らせるのではなく、まずは一部の専任教員を対象としてフェローの利用を促すなどして、暫定的かつ試験的な運用を試みることにした。

他方で、法律専攻の全学生に向けて広報を実施しているものの、フェロー制度の内容やその意義が学生に十分に伝わらなかったためか、フェローの利用が低調なときも見受けられた。この点は反省すべきところであろう。

しかしながら、まずは制度を立ち上げて、走りながら制度を改善することが肝要であろう。その意味では、教育開発推進機構等の関係部署の協力を得てフェロー制度の運用が定着しつつあることは、法学部の将来にとって大きな進展であると言えるだろう。

## ３．アンケートの集計結果

２で述べたように、フェロー制度の利用状況と成果については、アンケートによる測定を試みている。以下では、このアンケートの集計結果について紹介する。

### （１） 利用状況

まず、表１は2015年度１年間の利用状況である。フェローによる個別学修支援の利用状況は「来談数」の「人数」から読み取ることができる。表から分かるように、前期（４-７月）は比較的に利用者が多くて、特に期末試験前の７月には83名の来談者がいたことが分かる。

**表１**

| | 4月 | | | | 5月 | | | | 6月 | | | | 7月 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 |
| | | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | |
| 計 | 19 | 23 | 28 | 4 | 16 | 23 | 31 | 9 | 22 | 62 | 67 | 9 | 20 | 73 | 83 | 7 |

| 9月 | | | | 10月 | | | | 11月 | | | | 12月 | | | | 1月 | | | | 1年計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 | 回数 | 来談数 | | 依頼業務数 |
| | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | | | 件数 | 人数 | |
| 7 | 12 | 12 | 0 | 22 | 21 | 22 | 0 | 17 | 11 | 15 | 0 | 16 | 8 | 9 | 3 | 15 | 37 | 41 | 4 | 154 | 270 | 308 | 36 |

他方で、後期になると来談数は低調なものとなり、期末試験前の１月でも来談者40名程度にとどまっている。

アンケートの内容からその原因を読み取ると、後述するように、前期には、門広乃里子教授による「(専）民法総則」（専門職専攻の学生用の授業）が開講されており､その中で、受講生に課題を提示し、フェローによる指導を受けた後で提出するという方法が採られていた。このため、民法総則の受講者が多数来談したことから、全体の来談者数を押し上げたと考えられる。

他方で、後期になると､「(専）民法総則」のようにフェロー制度を利用した課題を実施する講義がなかったために、全体の来談者数が伸びなかったものと推測される。また、2015年度の特殊事情として、９月からフェロー室が1503教室から0510演習室へと移ったために、学生が新フェロー室に慣れるまでに時間がかかったことも理由として考えられるだろう。

## （２） 利用者の内訳

**表２**

| 利用者学年別 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|---|---|---|---|---|
| | 140 | 70 | 41 | 32 |

**表３**

| 利用者学部専攻別 | 政治 | 専門職 | 法律 | 他学部 |
|---|---|---|---|---|
| | 16 | 147 | 110 | 15 |

＊無回答の者を除く

表２と表３は、利用者の内訳である。学年別では、１年生が半数ちかくに上っており、３年生・４年生になると利用者はかなり少ないと言える。今回のアンケート結果からは判明しなかったが、フェローからのヒアリングによれば、４年生の中には、要卒業単位を揃えるためにフェローによる指導を受けに来る者も少なくないようである。卒業が危うい４

年生にとって、フェローがある種の「駆け込み寺」として機能しているとも言えるだろう。

次に、学部専攻別については、専門職専攻の学生が多かったのが特徴である。フェロー制度は本来、マスプロ型講義の多い法律専攻の学生向けに導入されたものであるが、実際の利用者には特に制限を設けていないために（法学部以外の学生の利用も現状では拒んでいない）、専門職専攻の学生も制度の恩恵を受けることができている。

なお、１年生と専門職専攻の利用者が多かったことについては、前述したように、門広教授の「（専）民法総則」が専門職専攻の１年生を対象とした講義であったことが原因であると考えられる。

また、僅かであるが、政治専攻の学生や他学部の学生もフェローの指導を受けている。これは、藤嶋亮准教授による「教養総合演習―中・東欧の歴史と社会」の中で、受講生に課題を提示し、フェローによる指導を受けた後で提出するという方法がとられたことが理由であると考えられる。（教養総合演習は法学部以外の学生も多く受講するため。）

### （３） 利用目的

**表４**

| 利用目的 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 127 | 103 | 29 | 39 | 13 | 1 | 14 |

＊複数回答
＊無回答の者を除く

表４の利用目的に関しては、①「講義内容についての質問があった」と②「講義の課題についての質問があった」の二つで大半を占めていることが見て取れる。また、③「講義課題等について、担当教員からフェローの指導を受けるよう指示があった」も少なくないことから、①から③を合わせると、講義の内容や課題についての相談が極めて多いと言える。

逆に言えば、④「法律学の学習法について、フェローにアドバイスをもらいに来た」や⑤「自分の弱点等、講義とは直接関係しないが、法律学に関する学習内容について、フェローのアドバイスをもらいに来た」の数からみると、法律の勉強方法等について自主的にフェローを訪ねる学生はまだ少ないことが分かる。現状を見る限り、自分で弱点を自覚して、自主的にフェローを利用して弱点克服を目指すといった能動的な活用は広まっていないようである。

ただ、４年生の一部には、公務員試験対策や法科大学院入試対策、大学院進学等について相談する者もいた。このことから、単に講義の内容に関する質問だけでなく、就職先・進学先に関する相談もフェローの重要な仕事であることが分かる。

この点、フェローによるヒアリングによれば、本学法学部の教員には聞きにくい質問であっても（例えば、他大学の大学院進学に関する相談）、フェローであれば気兼ねなく質問できるのではないか、という意見をいただいた。確かに、より中立的・客観的な立場か

らの「セカンド・オピニオン」をフェローが提供できると考えられるので、このような活用方法も今後広めていきたいところである。

### （４） 指導の内容

表５は、利用目的に記載された科目名のうち、特に多かったものを集計したものである。やはり、「（専）民法総則」や「中・東欧の歴史と社会」のように、フェローによる指導を受けることを教員から推奨された科目が多くなっていることが分かる。また、筆者の「行政法１」の授業でも、繰り返しフェローの指導を受けることを勧めていたことから、行政法の相談件数も比較的多くなっている。

**表５**

| 利用目的①②③の内容（主なもの） | 民法 | 刑法 | 行政法 | 中・東欧の歴史と社会（教養総合科目） |
|---|---|---|---|---|
| | 89 | 23 | 27 | 27 |

＊「民法物権」･「民法総則」等の民法関連科目をまとめて「民法」として集計。刑法･行政法についても同様。

### （５） 指導時間

**表６**

| 指導時間 | 20分以下 | 21-40分 | 41-60分 | 61分以上 | | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 83 | 84 | 82 | 23 | | 40.6分 |

＊未回答の者を除く。

表６は、相談１回当たりの指導時間を集計したものである。全利用者の平均はおおよそ40分となっており、「41-60分」や「61分以上」といった長時間にわたる指導を受けた学生も数多い。各フェローが熱心に指導していただいていることが読み取れるだろう。

もちろん、指導時間は長い方が望ましいことから、今後もフェローによる手厚い指導を続けていきたいところである。しかし、逆説的ではあるが、2016年度には、フェロー室への来談者が増えたことから、曜日や時間帯によっては、長時間の指導を実施できないことも間々あるようである。（その場合には、１件当たり20分と時間を区切って対応している。）

フェローの利用が広まるにつれて、学生一人当たりの指導時間はどうしても少なくなってしまうことから、グループに対する指導（友人３-４名のグループを対象として指導）やミニ講義（10-15名の学生を対象として答案執筆を指導）といった工夫を取り入れることも検討したい。

### （６） 感想（満足度）

表７

| 満足度 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| | 263 | 18 | 3 | 0 | 0 |

＊未回答の者を除く。

表７は、フェローによる指導を受けた後の「感想（満足度）」を集計したものである。あくまで来談者が主観的に判断したものであるため、客観的な指標とは言えないが、それでも、フェローによる指導の成果を測る上で重要な指標であると考えられる。

集計結果を見る限り、①「大変良い指導であった」がほとんどであり、フェローによる指導に概ね満足していることが見て取れる。フェロー制度が学生に高い満足を与えている証左であると言えるだろう。これは偏にフェローの手厚い指導のおかげであると言える。

逆に、少数ながら②「良い指導であった」と③「普通」を選んだ利用者もいるために、その原因がどこにあるのか、アンケート票を基に分析すると、以下の点が仮説として提示できるだろう。

（ア）②・③を選んだ者の利用目的を見ると、「行政法」に関する相談が多かった。しかし、予算の不足から、2015年度・2016年度には行政法を専門とするフェローを採用できなかったために、必ずしも十分に専門的な指導をできなかったおそれがある。このことが満足度の低下につながっていると推測される。

（イ）同様に、「中・東欧の歴史と社会」に関する相談も多かったが、これも現行のフェローでは、必ずしも十分に専門的な指導をできなかったおそれがある。

ただ、「行政法」に関する相談者にしろ、「中・東欧の歴史と社会」に関する相談者にしろ、割合としては①を選んだ利用者が圧倒的に多かったことから、フェローが自分の専門分野以外の分野について指導することについては、参考文献や模範解答につき教員から適切な指示がある限りは、特に大きな問題にはなっていないことも付言しておく。

その他については、特に目立った傾向が認められなかったことから、現時点では、フェローの増員の他には、特に改善は必要ないと考えられるだろう。

## ４．今回の分析結果から

３でも部分的に述べたところではあるが、今回の分析結果から得られた傾向について、若干の私見を述べておこう。

まず、現実の利用状況を見る限り、学生が自主的にフェローを訪れることはあまり期待できないようである。メールやHPでフェロー制度を紹介して、その理由を促したとしても、ほとんどの学生にとっては「自分事」と捉えられていないようである。

逆に言えば、授業の課題と絡めて、教員からの強い推奨や指示があって初めてフェロー

室を訪ねるというケースが大多数を占めている。教員からの具体的な指示があって初めて、学生も重い腰を上げるようである。

その理由は必ずしも定かではないが、推測を交えるならば、昨今の学生気質として、講義で理解できなかったことや疑問に思ったことを先輩やフェロー、教員に質問して解決するといった習慣を持っていないと思われる。おそらく、そのような経験を今までしたことがなかったことから、フェローの利用を促されても、その必要性を実感できなかったり、面倒くさいという思いが優ったりするのであろう。また、筆者が個人的に行ったアンケート調査によれば「フェローの指導を受けるのが怖い」という回答もあった。これは、勉強不足であることをフェローに知られると、フェローから叱責を受けるのではないか、いうおそれを一部の学生が抱いていることを意味する。しかし、フェローは本来初学者に対する指導を役目としているので常に親身に優しく対応することに務めている。それゆえこのような不安は杞憂にすぎないことを広く宣伝するようにしている。

しかしながら、学生たちも、フェローによる指導の有益性を実感できていないわけではない。実際にフェローに相談した学生の多くが①「大変良い指導であった」を選んでいるように、消極的ながらも一度フェロー室を訪れれば、指導の効果を感じることができているからである。

ただ、残念なことに、「（専）民法総則」の受講者のように、前期にフェローによる指導を受けた者が、引き続き後期にも指導を受け続けることは必ずしも多くないようである。もちろん、リピーターとなってフェローの指導を継続的に受ける者も見受けられるが、その割合は一部にとどまるようである。

しかしながら、フェローによる指導の成果を定着させるためには、定期的な指導が有益であることは言うまでもない。今後は、このような継続的指導を促すような制度的工夫も考えていかなければならないだろう。

上で述べたように、教員による強い奨励がない限りは、フェローによる個別学修支援は低調なものにとどまってしまうことから、今後、フェロー制度を定着させるためには、教員の助力が必要になってくると考えられる。

もっとも、フェローによる指導を効果的なものとするためには、フェローと教員が密接に連携する必要があるが、制度の歴史が浅いこともあって、フェローにどのような業務を依頼すればよいのか、教員側にも戸惑いがあると推測される。また、実際にフェローに指導を依頼する場合には、最初にスキームを綿密に組み立てる必要があるが、それは教員にとって小さくない負担となる。

具体的には、事例式問題を受講生に提示した上で、解答を提出する前にフェローの指導を受けることを義務付けるといった方法が考えられるが、その場合には、フェロー全員が均質かつ良質な指導をできるように、指導に際しての留意事項や模範解答を予めフェローに示しておくことが必要となる。また、フェローが実際に指導に当たった際の感想を適宜

教員にフィードバックすることも重要であろう。

以上のように、フェローによる個別学修支援を定着させるためには、教員の側もフェローの有益性を理解した上で、相応の努力を続けていかなければならないだろう。そこで、平成28年度では、宮内靖彦教授の国際法の講義と筆者の行政法の授業では、フェローによる指導を積極的に取り込むこととしたが、その成果と問題点については、年度末のアンケート結果を踏まえて分析する予定である。

ただ、皮肉なことであるが、法律専攻の講義を担当する専任教員全員がこのような試みを始めると、マンパワーの不足で制度がたちまち機能しなくなってしまうと予想される（平成29年度には、予算を拡充し、フェローの人員を増やすことが予定されているが、それでもマンパワーの不足は直ちには解消しないだろう）。そこで平成29年度では、フェロー制度の更なる活用に協力的な教員数名に依頼して、講義におけるフェローの活用により一層取り組んでいきたいと考えている。

【別紙】フェロー利用者アンケート用紙

1.　あなたについて教えて下さい。
【記入日】　　年　　月　　日（　　）
【所属】　　法律専攻　　法律専門職専攻　　政治専攻
　　その他〔　　学部　　学科〕
【学年】　　〔　　〕年（　　年入学）

2.　今日のフェロー室来訪の目的について教えて下さい。①～⑦の１つまたは複数を選んで、それぞれについて講義名や分野等を記入して下さい。

①講義内容についての質問があった。
〔講義名または分野　　〕
②講義の課題についての質問があった。
〔講義名または分野　　〕
③講義課題等について、担当教員からフェローの指導を受けるよう指示があった。
〔講義名または分野　　〕
④法律学の学習法について、フェローにアドバイスをもらいに来た。
〔分野　　〕
⑤自分の弱点等、講義とは直接関係しないが、法律学に関する学習内容について、フェローのアドバイスをもらいに来た。
〔分野　　〕
⑥弱点克服プログラムや答案作成法などの継続的な指導を、フェローから受けている
〔指導内容と回数　　〕
⑦その他（差し支えない範囲で、具体的に記入して下さい。）
〔　　〕

3.　フェローの指導を受けた感想を教えて下さい。
【指導時間】　　分程度
【感想】①大変良い指導であった②良い指導であった　③普通
　　④あまり良い指導ではなかった ⑤まったく参考にならない指導であった

【フェローの指導やフェロー室の運営等について、自由に記述して下さい。】

# Report About Teaching Fellow System of Faculty of Law

TAKAHASHI Nobuyuki

**Abstract**：The faculty of law is organizing a system of Teaching Fellow since 2014. This report is an analysis of questionnaires answered by students who are taught by fellows. It becomes obvious that the great majority of users were satisfied at the work done by them.

**Keywords**：teaching fellow；analysis；questionnaire；faculty of law；students